

第5章 地域包括ケアシステムの推進

- 第1節 在宅介護の推進
- 第2節 医療と介護連携の推進
- 第3節 地域ケア会議の推進
- 第4節 生活支援サービスの充実
- 第5節 地域包括支援センターの機能強化
- 第6節 居住環境の整備
- 第7節 各種相談体制の充実

第5章 地域包括ケアシステムの推進

第1節 在宅介護の推進

要支援・要介護状態となった高齢者が、住み慣れた在宅の生活を維持するためには、家族等による介護が不可欠であることから、高齢者を介護する家族を支援し、家族の心身及び経済的負担を軽減するための事業を推進していきます。

また、提供されるサービスが高齢者の自立支援に繋がり、かつ利用者本位のサービスとなるためには、サービスの質が確保されることはもちろんのこと、適切なサービス提供が求められています。

(1) 家族介護に対する支援

① 在宅高齢者介護手当支給事業

家庭で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方の精神的、経済的負担を軽減するために介護手当を支給しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数(件)	22	23	20

今後の施策展開

在宅寝たきりや認知症の高齢者を介護している方の、精神的、経済的負担を軽減するために、一定基準内の介護サービス利用者も対象に手当を支給します。なお、高齢者の介護手当制度のあり方について、他の制度との関連も含めて検討していきます。

② 家族介護用品支給事業

地域支援事業の一環として、要介護4又は5で、町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅介護する家族に対して、介護用品(紙おむつ・尿取りパッド等)を支給しています。※町民税課税世帯においても、本人所得税非課税の場合は、在宅重度障がい者医療器材購入助成事業の利用ができる場合があります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数(件)	20	15	19

今後の施策展開

家族の経済的負担を軽減し、在宅生活の継続を図るためにも必要であり、今後も引き続き、事業を実施するとともに、町広報誌にて制度の周知を図ります。

③家族介護慰労金の給付

地域支援事業の一環として、要介護4又は5で、町民税非課税世帯に属する高齢者で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護する家族に対して、年間10万円支給しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数（件）	0	0	0

今後の施策展開

要介護4又は5の認定者で介護保険のサービスを受けなかった方はいないため、実績がない状況が続いており、制度の存続や内容について検討します。

④地域ふれあい介護相談

家族を介護している方や介護について学びたい方に対し、地域の介護サービスや介護の方法などの知識習得のための講座を実施。また、介護している方の情報交換や交流の場を提供しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数（回）	12	12	11
延参加者数（人）	21	19	39

今後の施策展開

地域密着型介護保険施設の2施設に委託し、施設の見学や講演会、介護者の交流、介護相談を実施しました。講演会や交流会は月に1回開催とし、日時については毎月の広報誌に掲載しています。各施設により講演会を企画するなど相談窓口としてPRに努めていますが、参加者は少ない状況です。相談については通年いつでも受け入れ可としています。平成26年度からは新たにグループホームの開設に伴い3施設となりました。今後も身近な施設での啓発や専門職による介護相談を継続していきます。

第2節 医療と介護連携の推進

高齢化の進展に伴う疾病構造の変化などにより医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の増加に対応するため、かかりつけ医の確保や他職種間及び医療機関との連携、24時間対応のサービス提供体制の整備と住民への広報を行い、入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するために、地域での医療・介護連携の強化が不可欠になってきます。

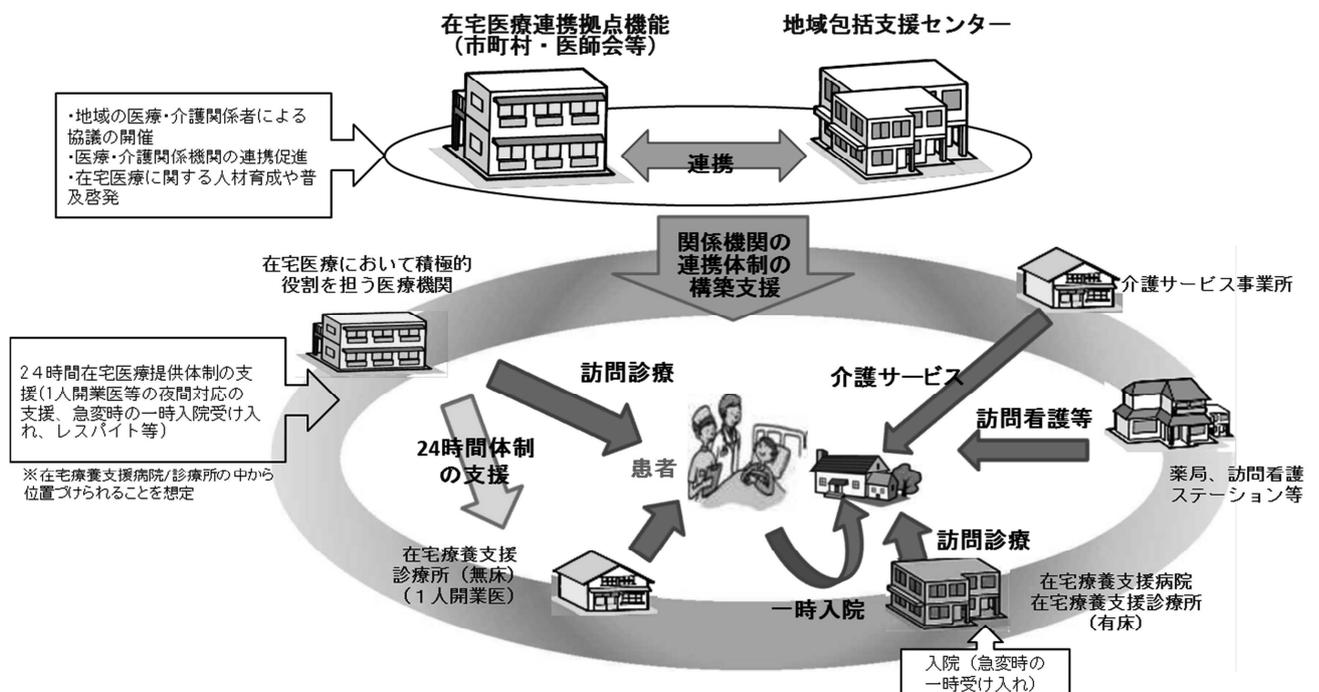
(1) 医療と介護の連携

入院による急性期の治療・リハビリテーションから、退院後の在宅療養に円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な医療・介護サービスが提供されること、さらには在宅での認知症やターミナルケアへの対応が課題となっています。

今後の施策展開

高齢者が医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の医師会等と連携しつつ在宅医療・介護連携の強化に取り組みます。また、平成30年度からの本格実施に向けて、第6期計画期間中に実施や調整を要する事項を検討します。

【在宅医療・介護の連携イメージ】



第3節 地域ケア会議の推進

支援を要する高齢者の多様なニーズに対応するため、個別ケース検討から地域の課題を抽出し、関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発等を行い、地域力を高めるよう推進していきます。

(1) 地域ケア会議の推進

平成26年度から、地域における支援が必要な人を把握し、その個別の支援について、多職種、地域住民等の関係者でケース検討を行う個別会議を実施しています。お互いに顔の見える関係づくりと個別の支援体制づくりを目指しています。

今後の施策展開

今後も個別会議を積み重ね、庁内の関係部署と地域包括支援センターが連携しながら、地域課題の把握に努めます。

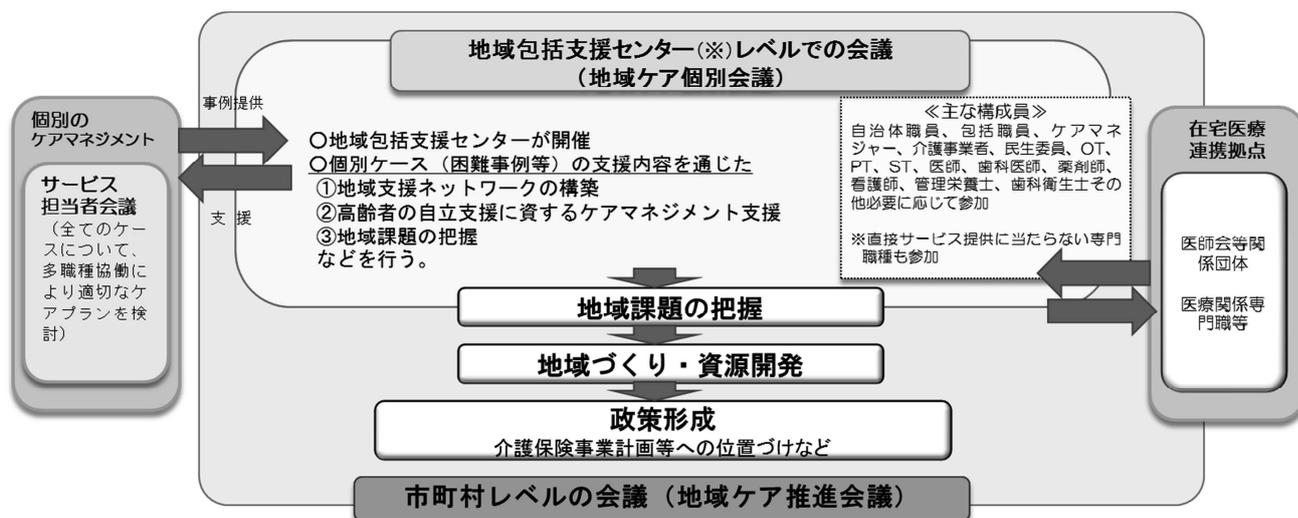
(2) 個別課題から地域づくりへ

保健、福祉、医療関係者など他職種との連携を強化し、また、介護保険運営委員会、地域包括支援センター運営協議会などの既存の会議を活用しながら、地域ケアの向上について関係者で検討していきます。

今後の施策展開

保健、福祉、医療サービスやインフォーマルサービス（住民主体の活動を含む）を含めた地域ケアの総合的調整や提言を目指します。

【地域ケア会議の推進】



第4節 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く安心して生活するためには、高齢者一人ひとりの生活状況に応じた支援が必要です。在宅で生活している方に対して、介護保険との整合性を図りながら、高齢者の自立を推進し、福祉サービスの内容と質の充実に努めています。

また、新たに実施される介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に向けて、関係機関等と調整を行います。

(1) 在宅福祉サービスの充実

① 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業

要介護認定非該当者であるが、日常生活上援助が必要と認められる方への生活援助を行っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	10	8	8
派遣延回数（回）	451	345	381

今後の施策展開

要介護認定非該当者で援助が必要と思われる方への生活援助を行っています。新しい介護予防・日常生活支援総合事業との整合性を図りながら、事業の検討を行います。

② 訪問理美容サービス

家庭で寝たきりの状態にあり、理美容院などに出向くことが困難な高齢者及び重度心身障がい者に対して理美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを行っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数（人）	6	6	3
実施件数（件）	15	10	9

今後の施策展開

町広報紙への掲載、協力事業者（理美容店）でのポスター掲載などによりサービスの周知を図っていますが、利用者は横ばいの傾向となっていることから、事業の周知・啓発の内容を充実させていきます。

③寝具乾燥消毒サービス事業

日頃利用している寝具類の衛生的な管理ができにくい高齢者及び重度心身障がい者の家庭に寝具の乾燥消毒装置を設置した車両で訪問し、寝具類の乾燥消毒を実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数（人）	4	8	7
延利用回数（回）	36	50	60

今後の施策展開

町広報紙等への掲載により、周知を図っていますが、利用者は少ない状況にあることから、周知・啓発の内容を充実させていきます。

④高齢者日常生活用具給付事業

一人暮らし高齢者などに、日常生活を安心して送るために必要な用具を給付しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電磁調理器（件）	0	0	1
火災警報器（件）	0	0	0
自動消火器（件）	0	0	1

今後の施策展開

一人暮らし高齢者等の安心安全な生活に寄与する制度であり、一層の周知を図ります。

⑤緊急通報システム（安心ボタン設置）事業

一人暮らし高齢者等が急病や事故などの万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう、「あんしんボタン（ペンダントなど）」を貸与し、高齢者の日常生活の安全の確保と不安解消を図っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規貸与件数（件）	7	6	13
貸与全数（件）	81	71	72

今後の施策展開

緊急通報システムの利用者拡充のため、システムを利用できる電話回線を NTT アナログ回線以外でも可能としました。近隣の協力を得て事業を実施することで、地域社会に見守りと連携の輪を確立し、高齢者の在宅福祉の増進に寄与していることから、引き続き事業を実施し、システムの充実と利用者の拡充を図ります。

⑥生活管理短期宿泊事業

一人暮らし高齢者等が、体調不良に陥ったなどの緊急時に、一時的に宿泊し、体調を整えながら生活習慣等の改善を図っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数（人）	0	0	0
利用延日数（日）	0	0	0

今後の施策展開

利用実績は少ない状況が続いていますが、今後も引き続き、支援を要する高齢者に対してサービスの提供を行います。

⑦ごみの個別収集

一人暮らしで、近隣にごみの排出に協力を得られない人がいない高齢者に対し、町が直接自宅まで出向き、収集を行っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	23	19	20

今後の施策展開

今後もニーズの増加が見込まれます。新しい介護予防・日常生活支援総合事業との整合性を図りながら、事業の検討を行います。

⑧くらしサポート事業（社会福祉協議会）

地域でお互いに助け合い安心して暮らし続けていけるよう、心身ともに健康で援助活動に熱意を持った方がサービス提供会員として登録し、人手がなく悩んでいる高齢者や障がいをお持ちの方々に、家事援助や見守り等のサービスを提供しています。

提供会員	5	年間利用回数	167
利用会員	11	利用時間数	217

今後の施策展開

住民主体の生活支援サービスとして必要性の高い事業であることから、新しい介護予防・日常生活支援総合事業との整合性を図りながら今後も引き続き事業の拡充に努めます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の導入

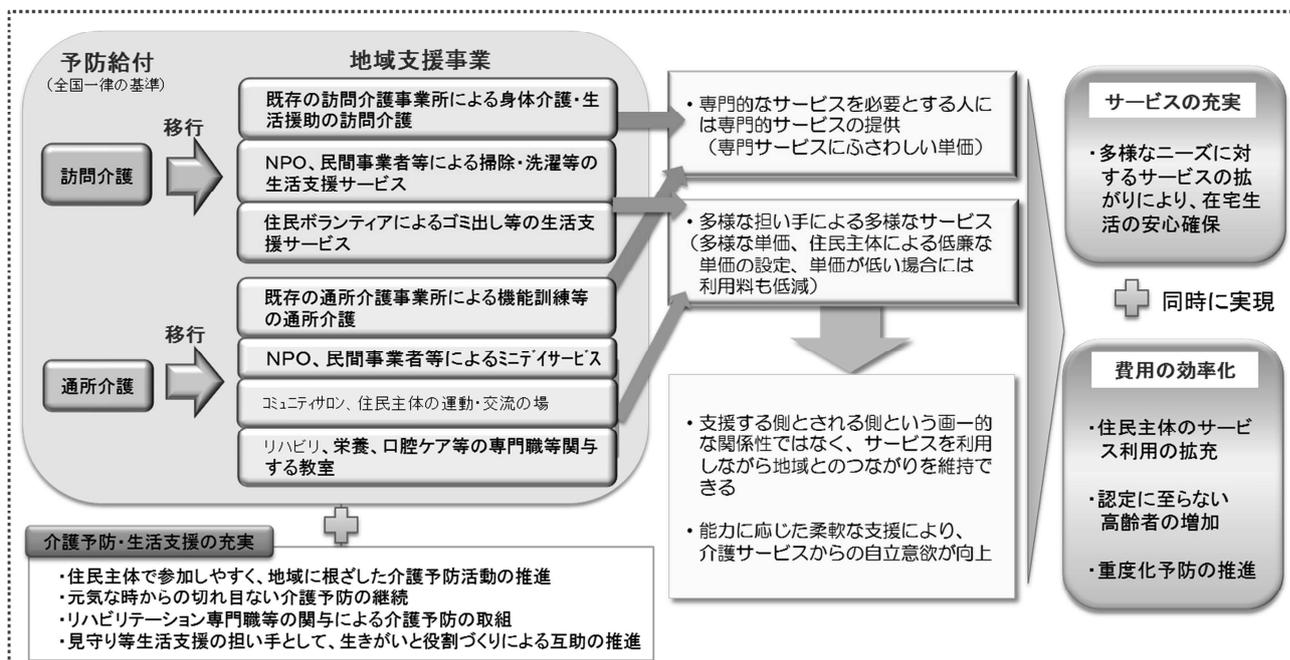
①導入の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

現在、要支援者に対して予防給付として提供されている全国一律の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）について、市町村の実施する地域支援事業の総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、既存の訪問介護事業所・通所介護事業所や、民間事業者・NPO・ボランティアなどの住民等が参画するような多様な主体によるサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すことになりました。

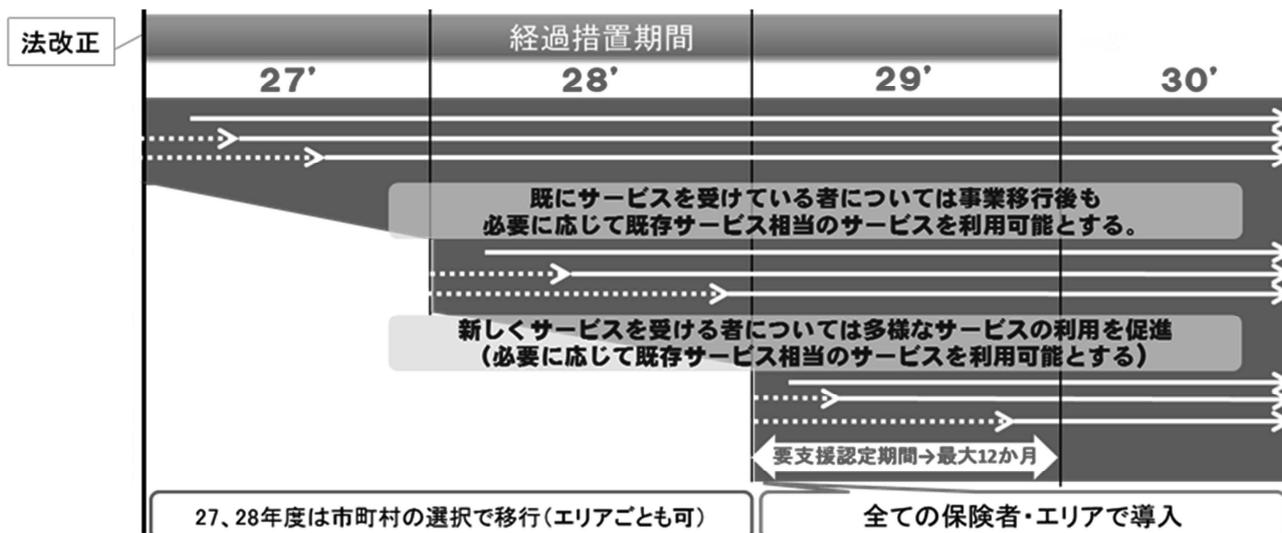
予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



②導入の開始時期

平成29年4月からの本格実施に向けて、庁内及び関係機関との連携を図ります。



③今後、予防給付として精査すべき既存事業の内容

ア) 介護予防・生活支援サービス事業

事業(予定)	内容
訪問型サービス	対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業 訪問理美容サービス 寝具乾燥消毒サービス ごみの個別収集 くらしサポート事業 シルバー人材センターによる家事援助事業
通所型サービス	対象者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供 楽々くらぶ ふれあいいいききサロン
その他の生活支援サービス	対象者に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供 配食サービス(社会福祉協議会・民間事業者) 高齢者日常生活用具給付事業 緊急通報システム(安心ボタン設置)事業
介護予防ケアマネジメント	対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

イ) 一般介護予防事業

事業（予定）	内容
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に発見するためのきめ細やかなネットワークづくり
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発 介護支援ボランティア養成講座 シニア元気アップ出前講座（健康講座） シニア元気アップ体操教室（いきいき 100 歳体操）
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援 住民自主運営によるいきいき 100 歳体操教室 介護支援ボランティア（結い・はりま） ボランティアによる集いの場
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証及び一般介護予防事業の評価
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等を活用した、地域における介護予防の取り組み

今後の施策展開

総合事業の実施にあたっては、アンケート結果や既存事業における事業評価に加えて、関係機関との連携による新規事業の模索等、限られた人材・資産・財源の中で適正な予防給付の確立が必要となります。また、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることから、NPO・ボランティアに加え、多くの高齢者が地域の支え手として、活動していくことで、より良い地域づくりを進めていきます。

(3) 生活支援・介護予防サービスの充実等

総合事業に加え、包括的支援事業でも地域ケア会議の充実や在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進、生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーター・協議体の設置等の創設や見直し）が行われ、支援体制の充実が図られます。

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者

●協議体とは

市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワーク

今後の施策展開

住民相互の援助活動による地域福祉力の向上を目指し、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業の導入予定である平成29年4月までに協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行います。
協議体において現在あるサービス内容や新たに創設すべき内容について関係機関と協議していきます。

【介護給付・介護予防給付・地域支援事業の全体像】

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取り組みのマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○地域に不足するサービスの創出 ○サービスの担い手の養成 ○元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者間の情報共有 ○サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

平成29年度までに充実を目指す。

- 1.町域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）
- 2.具体的な活動を展開



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組み

第5節 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努める必要があります。

（1）地域包括支援センターの機能強化

高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、供給していくための中核的な役割を担う地域包括支援センターの相談及び支援の体制強化が必要です。

また、地域包括ケアの実現や地域支援事業の効率的な実施のために、地域のネットワークの構築と地域ケアマネジメントの向上が重要となっています。

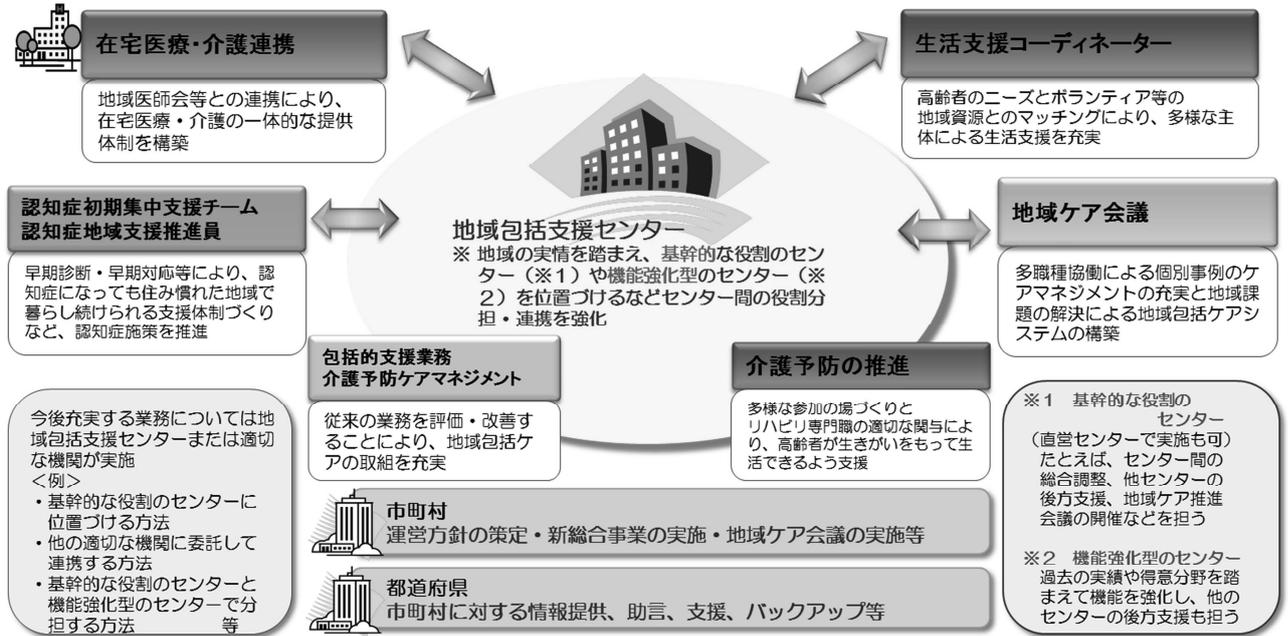
人員体制（人）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保健師	1	1	1
社会福祉士	1	1	1
主任介護支援専門員	1	1	1
介護支援専門員	2	2	2

区分		事業内容等		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域包括支援センター	設置個所数（ヶ所）	1	1	1
	人員体制（人）	7	7	7

今後の施策展開

介護保険法の改正により、地域包括支援センターは地域社会へ積極的に働きかける役割がますます大きくなりました。平成27年度からは3職種の要支援者のプラン作成分担を原則なくし、それぞれの専門性を生かしながらチームとして十分に地域活動が展開できるよう、体制の強化を図ります。さらに、第6期計画の中に中長期的な視点に立って今後の体制整備について検討します。

【地域包括支援センターの機能強化】



(2) 地域包括支援センターの円滑な運営

地域包括支援センターは、支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。保健、介護、福祉という3分野の専門職が連携し、町や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者の相談に応じます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防支援計画 (うち委託)	2,972 件 (562 件)	3,107 件 (698 件)	3,305 (928 件)
総合相談実件数	249 件	417 件	520 件
楽々くらぶ利用者ケアプラン (前期＋後期)	139 件	160 件	165 件
認知症サポーター養成講座	2 回 42 人	14 回 239 人	15 回 187 人
高齢者情報交換会	毎月 1 回	毎月 1 回	毎月 1 回
地域ネットワーク会議	毎月 1 回	毎月 1 回	毎月 1 回
民生委員協議会定例会 合同研修会	毎月 1 回	毎月 1 回	毎月 1 回
地域包括支援センター 運営協議会	年 1 回	年 1 回	年 1 回

今後の施策展開

①介護予防ケアマネジメント事業

地域の高齢者が要介護状態になることを予防するためのケアプランの作成及び評価を引き続き実施します。また、各事業の実施主体と協力しながら、事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的な施策展開につなげていきます。

②総合相談・権利擁護事業

地域の総合相談窓口として、介護や福祉や保健、高齢者虐待防止、消費者被害等の様々な相談に応じ、関係機関等と連携しながら、課題の解決を図っていきます。

③包括的・継続的マネジメント支援事業

介護支援専門員に対する日常的な支援や相談、困難事例等への指導・助言・対応支援等を行い、介護支援専門員のネットワーク構築を行い、資質向上のための研修会等を実施します。また、関係機関との積極的な連携構築を図り、情報交換や意見交換の機会を設けます。

第6節 居住環境の整備

高齢者が豊かで自立した生活を営むためには、身体機能などの低下に配慮した形で、日常生活の基盤となる住宅を整備していくことが必要です。高齢者の生活様式に対応した住宅に改造するための費用助成や高齢者の自立に配慮した居住環境の整備を推進します。

(1) 住宅改造助成事業

高齢者及び心身障がい者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送ることができるように、既存の住宅を、高齢者及び心身障がい者に対応した住宅に改造するために要する費用の一部を助成します。

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助 成 件 数	49	36	37
(内 、 特 別 型)	30	19	27
改 造 箇 所 内 訳			
浴 室 ・ 洗 面 所	44	33	35
便 所	44	23	30
玄 関	42	22	31
居 室	19	18	24
台 所	26	14	21
廊 下 ・ 階 段	38	22	20

今後の施策展開

広報等による情報提供だけでなく、居宅介護支援事業所や、施工事業者においても制度の理解を浸透してきています。特別型は、介護保険サービスの住宅改修と合わせて改修を行う場合に利用されることがほとんどで、今後も引き続き各関係機関と連携を図りつつ、継続して事業を実施していきます。

(2) 高齢者の住まいの確保

①サービス付き高齢者向け住宅

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、生活の基盤となる住まいを中心に、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制づくりが重要です。

高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、バリアフリー、安否確認・生活相談サービス等の提供、入居に係る契約形式等に関する一定の基準を満たしたサービス付き高齢者向け住宅を始めとする高齢者向けの賃貸住宅は、今後増加することが予測されます。

	平成 26 年度	平成 27 年度（予定）
サービス付き高齢者向け住宅の数	1 件（20 戸）	3 件（78 戸）

今後の施策展開

サービス付き高齢者住宅等への住み替えを希望する方に、必要な情報提供を行うとともに、サービス付き高齢者住宅の供給の促進に向けた事業者への支援を行っていきます。

②養護老人ホーム

低所得で身寄りがなく虚弱であるなど、在宅での生活が困難な高齢者を対象に、「入所判定委員会」で意見を聞き、養護老人ホームへの適切な入所措置を行います。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入所者数（人）	10	7	5

今後の施策展開

本町には「養護老人ホーム」がないため、引き続き、近隣施設の協力を得ながら、適切な措置を行っていきます。

(3) 公共施設や環境の整備

本町と県では、地権者の協力が得られた箇所については、歩行者・自転車などが安全で快適な通行が出来るよう道路のバリアフリー化を進めています。

放置自転車対策としては、JR 土山駅周辺、山陽電鉄播磨町駅周辺に放置禁止区域を設置し、安全な通行の確保に努めています。

また、バリアフリー基本構想で播磨町駅周辺を重点整備地区に定め、播磨町駅舎や地下道にエレベーターを設置しました。

今後の施策展開

公共施設のバリアフリー化や安全な道路環境の確保など、「播磨町バリアフリー基本構想」及び福祉のまちづくりに関する法令・条例に基づき、誰もが安全に安心して暮らしていける障壁のないまちづくりに努めます。

(4) ユニバーサルデザインの理念の普及

高齢者や障がい者のために特別に整備するのではなく、すべての人が社会に参加できるように誰もが使いやすい施設、モノ、サービスなどを作り出そうというバリアフリーから一歩進んだ「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及に努め、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

今後の施策展開

高齢者及び障がい者に配慮した公共施設のバリアフリー化に取り組んでいくとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。また、高齢者が利用する民間施設の新たな施設整備にあたって、福祉のまちづくりに関する法令・条例への適合を図るように事業者への助言に努めます。

第7節 各種相談体制の充実

本町では、日常生活での心配ごとや介護についてなど、様々なことに対して、関係機関が連携するとともに、相談窓口の充実を図ります。

(1) 相談窓口の充実

本町では、日常生活での心配ごとや介護についてなど、様々なことに対して町担当部署及び地域包括支援センターを主な相談窓口としています。今後も、その他の各関係機関も含む相談窓口の内容及び質の充実に努めます。

心配ごと相談や弁護士による法律相談・女性法律相談、困りごと相談(人権相談)の相談日を設定し、広報誌等で周知していきます。

今後の施策展開

日常生活の心配ごとや介護についてなど、様々なことに対して町担当部署及び地域包括支援センターを主な相談窓口としています。今後も、その他の各関係機関も含む相談窓口の内容及び質の充実に努めるとともに、継続していきます。

(2) 地域包括支援センターにおける総合相談支援

総合的な相談窓口として、介護保険、介護予防、高齢者の権利擁護などの保健・医療・福祉全般の相談を受け、関係機関との連絡調整を行い、適切なサービスに結び付けていきます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談実件数 (件)	249	417	520
相談延件数 (件)	300	507	747

今後の施策展開

総合的な相談窓口として、介護保険、介護予防、高齢者の権利擁護などの保健・医療・福祉全般の相談を受け、関係機関との連絡調整を通じて、適切なサービス利用に結び付けています。地域生活に密着したきめ細やかな相談支援活動をより一層推進していきます。

